

平成 2 9 年 第 1 2 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録										
開 催 年 月 日		平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日 (月)								
開 催 場 所		白 岡 市 役 所 4 階 特 別 大 会 議 室								
開 催 時 間 及 び 宣 告 者		開 会	午前 9 時 0 0 分			議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 1 0 時 2 0 分			議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員					
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要		
	1	吉 澤 眞 吉		出席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席		
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席		
	3	関 山 功 一		出席	3	吉 田 敏 雄		出席		
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席		
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席		
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子		出席		
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		出席		
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好		出席		
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		出席		
	1 0	岩 上 賢		出席						
	1 1	荒 井 肇		出席						
	1 2	白 石 富 子		出席						
	1 3	江 口 泰 夫		出席			出席者		2 3 名	
	1 4	大 山 峰 夫		出席			欠席者		0 名	
議 事 参 与 制 限 を 受 け る 委 員				会 長 か ら の 出 席 要 請 者		主 査		佐 藤 秀 幸		
						主 事		小 林 祐 太		
事 務 局		事務局長	折 原 浩 幸			主 査	齋 藤 鏡 子			
		主 事	新 井 政 貴			主 事	千 葉 駿 介			
説 明 員		主 査	齋 藤 鏡 子			主 事	新 井 政 貴			
		主 事	千 葉 駿 介			主 査	佐 藤 秀 幸			
		主 事	小 林 祐 太							
会 議 次 第		別 添 の と お り			配 布 資 料		別 添 の と お り			

審 議 事 項

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画（案）に対する意見について

協 議 報 告 事 項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) 農地法第5条の規定による許可の取消しについて
- (5) 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて
- (6) その他

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	局長	皆さんおはようございます。 ただ今から、平成29年第12回農業委員会総会を始めさせていただきます。
	局長	はじめに、進藤会長から御挨拶を申し上げます。
	会長	挨拶をする。
	局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	局長	現在の出席委員は14名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
午前9時 開会	議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これより第12回総会を開会いたします。
議事録署名委員 の指名	議長	議事録署名委員に吉澤委員、鈴木委員の両委員を指名いたします。
	議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
	事務局	先月、配布させていただいた平成29年第11回農業委員会総会資料のつづりについて、ページの欠落がございましたので、本日配布させていただきます。先月の資料へ追加をよろしくお願いいたします。
日程第1 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見	議長	日程第1 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。 事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は3件でございます。
	事務局	番号1につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、駐車場兼資材置場敷の拡張として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内において製造業を営んでおりますが、借地契約している既存駐車場について、土地所有者から返還要求によりこれを解約すること、及び事業拡大のために搬入資材量を増やすことから、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。
	事務局	番号2につきましては、譲受人が、譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、太陽光発電敷地として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、太陽光発電設備事業への参入を計画しており、代表取締役が所有する土地が計画に合致することから今回の申請がなされたものです。 事業の実施については代表個人での実施も検討したとのことですが、個人で実施するには資金の問題があり、会社であれば南彩農協協同組合から融資が受けられるため、法人として事業の計画がされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	番号3につきましては、譲受人が譲渡人の土地に賃貸借権を設定し、駐車場敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内において産婦人科を営んでおりますが、病院に来院の方や職員が使用する駐車場用地が不足していることから、駐車場を確保する必要があるため、今回の申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 なお、協議報告事項5の案件が本案件と関係しておりますため、順番が前後してしまう部分もありますが、説明させていただきます。 協議報告事項5の案件につきましては、平成29年7月総会にて審議いたしました、本案件と同一の譲受人が本案件とは別の土地を駐車場敷として転用するための申請でしたが、隣接地地権者の同意を得られなかったとして取下が行われたものとなります。
	議長	説明が終了しました。これから番号1から3の現地確認の報告を各委員にお願いいたします。
	江口委員	申請番号1について報告します。 22日に現地を確認しました。 申請地は10ha以上の集団農地としては認められませんでした。 また周辺には住宅地が点在しており、今後も住宅地として発展する可能性の高いところです。 また、申請地は田野井製作所、エスイーA&K㈱等がある区域です。 なお、転用理由は事務局の説明のとおりです。 また、駐車場と資材置場とのことですが、周りはネットフェンスで囲み、砂利を敷設して駐車場・資材置場とするそうです。 申請地は農地として利用されており、違反等はされてません。 したがってこの案件については転用理由や付近の状況等から転用についてはやむをえないと判断しました。皆様の御審議をお願いします。
	小野田委員	申請番号2について報告します。 12月19日に現地確認をおこないました。 申請地は南小、天使幼稚園の北側に位置し、パークシティの南約200mの場所にあります。市街化の進んだ住宅地域にありまして、申請地は畑として利用されており、10ha以上の集団農地としては認められない区域です。現在農地として利用されており転用には付近の状況等からやむを得ないと判断します。 なお、申請地の南側の天使幼稚園近くには去年9月に同様に申請がありまして、現在は太陽光発電の工事がなされていて事業に供されているようです。 このような状況から、委員の皆様の審議をお願いいたします。
	小島委員	申請番号3について、20日に現地を確認しました。 現地確認の際、関係者とお会いしまして、手狭になったための拡張ということで説明を受けました。 申請地の転用理由等は事務局の説明のとおりです。 申請地は現在農地として利用されています。違反等はされてありません。 したがって、この案件について、転用理由や付近の状況等から転用についてはやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いいたします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	江口委員	太陽光の件について、去年の9月頃に申請があったということでそのときにも審議があったかと思いますが、考えられることは今後もこういうケースで太陽光発電施設が作られることが懸念される。今後のことも考えながら進めていけたらいいのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。
	事務局	ただ今の意見を真摯に受け止めて対応したいと思います。
	関山委員	今後太陽光発電設備が増えると思いますが、反射光が問題になってきますがその点についてはいかがでしょうか。例えばマンションなどがありました際には、そういう被害が出る恐れがあるかと思うので、対応をお願いいたします。
	江口委員	農地の上空に、太陽光パネルを設置するかたちで、耕作を続けながら発電をするような方向であれば転用を抑制することができると思いますがいかがでしょうか。
	小野田委員	鳩山町や八潮市では、3m上空にパネルを設置して下では水田をやるなど併用する事業がやられている。中山間地域にいくと、ほとんどが太陽光発電になっている。今の状況を見ると、平地も減反してる、耕作が進まないなど荒地となっているところに太陽光が進出する傾向に白岡もなると、景観的な立場からよろしくないと思います。このような問題については農業委員会だけでなく、市や議会も含めて、総合振興計画の中でどのような位置づけにするのか中長期的に考えてもらい、農業委員会に下りてくれば委員会としての結論の出し方も変わると思います。そのようなことを事務局に検討をお願いしたいと思います。
	議長	事務局から発言をお願いします。
	事務局	農地の上空にパネルを置いて、下では耕作を続ける営農型発電と呼ばれる制度もありますが、今回の申請については白地地域であり、パネルを直接置く転用も可能な地域となっているので申請を受けたものです。 営農型発電につきましても、前年の収益を落とさないなど厳しい規定もありまして、細かく指導していきながら対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
	井上委員	先ほど関山委員の指摘にあった光の反射の問題について、テレビでも見たがトラブルになっているようである。こういった申請をむやみやたらに許可しては、訴訟等にも繋がりがかねないので、基準を明確にした方がいいと思います。それについては、トラブルの事例がありますので事務局には調べてもらいまして、委員会の方に情報提供していただけたらと思います。
	議長	事務局から発言をお願いします。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	事務局	太陽光発電については、法律等の規制もありますし、国・県等から通知なども来ています。今回の白地の場所については、据置型の設備が可能な地域ということと、必ず地元の説明をしていただくようにしている。こちらでも光の問題は気にしているところです。近辺で太陽光発電を設置した後の状況を聞きながら問題にならないように話はさせていただいているところです。 営農型につきましても、前年の収益から2割以上落としてはいけない、また、遊休農地である場合はそのまま進めることはないよう指導しています。今のところ、白岡では営農型の太陽光発電はまずないものと進めていますが、今後とも全国的に増えているケースでもありますので、近隣の状況を見守りながら適切に対応させていただきたいとおもっております。 今回の件につきましては、説明会を実施しているということで、県とも調整しながら、資料としては揃っているという状況となっております。
	議長	ほかに御質疑等ございませんか。
		[質疑なしという声あり]
	議長	お諮りします。本案については、地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び市街化の状況等から判断し、転用は、やむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
		[異議なしという声あり]
	議長	異議なしと認めます。よって議案第25号については、原案のとおり決定します。
日程第2 議案第26号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画(案)に対する意見について	議長	日程第2 議案第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について を議題といたします。事務局に説明をいたさせます。
	議長	本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
	農政課	それでは、議案第26号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を説明させていただきます。 配分計画を作成する市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされています。 また、衆議院及び参議院の附帯決議には、市町村が農用地利用配分計画案を作成する際には、「農地の所在、所有者等の情報を正確に把握している農業委員会の協力は必要不可欠とされていることから農業委員会の意見聴取を基本とし運用することと表記されております。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
		意見を聴取する事項としては、次のとおりとなっております。 ・農地のすべてを効率的に利用しているか ・周囲の農地利用に悪影響を及ぼすか ・必要な農作業に常時従事する見込みであるか ・従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか ・従事する見込みがない場合は、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか ・受け手希望者への農用地貸付の適否 以上6事項となります。
		それでは、配布させていただきました別添資料の農用地利用配分計画(案)及び位置図をご覧ください。 借受人、貸付地、存続期間等につきましては、資料のとおりでございます。 今回、借受けは2件ございます。 まず初めの借受人は、(株)CTIフロンティアという法人になります。 今回借受ける農地につきましては、番号1から番号10までとなります。 CTIの本社は、東京都中央区に所在し、事務所は久喜市菖蒲町にあります。 借受人の農業経営状況につきましてですが、平成25年9月に久喜菖蒲町内で事務所を設立しております。 現在、CTIフロンティアが所有している農地の総面積は、約7.4haであり、全ての農地を農地中間管理機構で借受けております。 また、白岡市内で現在借受けた農地面積につきましては、約45aとなっております。 今後も農地中間管理機構を通じて、久喜市を中心に近隣市町まで借入れを拡大していく予定となっております。こちらの法人は、主に路地野菜を栽培しております。キャベツ、レタス、カボチャなど15種類以上の野菜を作付けしている状況でございます。また今後の目標と致しましては、路地野菜と水稻の複合経営を目標としております。 次に役員の農業従事日数につきましては、240日であり、農業従事者及び雇用労働者は、常時勤務が5名、臨時雇用が、年間約20名を雇用しております。 最後に農機具等所有状況については、育苗用ハウス100㎡が4棟、集荷調整ハウス150㎡が1棟、トラクターが2台、管理機2台、トラックが4台等を所有しております。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
		続きまして、借受け人は、株式会社アルファイノベーションという法人になります。 今回借受ける農地につきましては、番号11から番号16までとなります。 アルファイノベーション本社は、市内に所在しております。 借受人の農業経営状況につきましてはですが、平成23年12月に市内で本社を設立しております。 現在、アルファイノベーションが所有している農地の総面積は、約8.5haであり、全ての農地を農地中間管理機構で借受けております。 今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。 また、こちらの法人は、主にネギを栽培しております。 次に役員の農業従事日数につきましては、240日であり、農業従事者及び雇用労働者は、常時勤務が5名、臨時雇用が、年間約20名を雇用しております。 最後に農機具等所有状況については、育苗用ハウス100㎡が4棟、集荷調整ハウス150㎡が1棟、トラクターが2台、管理機2台、トラックが4台等。 農業経営状況等から判断して、市として2件の借受者に貸借するのは、問題ないと考えますが、農業委員の皆様のご審議をお願いいたします。
	議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	井上委員	隣接地との共有部分について、トラブルになることがあると聞いておりますので、そういうことがないように注意していただきたいと思います。例えば、草が繁茂したときには、積極的に協力して、近隣の農業者と円満に耕作をしていけるようにしていただきたいと思います。
	議長	事務局の方には、そのような意見もありますので、踏まえていただきたいと思います。
	山岸委員	アルファイノベーションについて、遊休化が進んでいる地域で耕作面積を広げているところであるが、営農指導はどなたがやっているのでしょうか。井上委員が言われましたように、草の管理や農地の使い方について、指導がされるように、農政課の方にはお願いいたします。
	議長	農政課の担当にも、今後の課題として、地元とどのような関りを持つとよいのか検討していくようにお願いいたします。
	飯田委員	アルファイノベーションは私の梨畑の隣でも作っているが、その土地は10年ほど前に遊休化して火事になってしまったところです。借りて作ってもらえるということで安心しております。
	議長	これから冬の間、草藪は危険になってしまいます。皆で協力して、少しでも遊休地を減らしていければと思います。
	荒井委員	遊休地が草が木になってしまったようなところを刈るには、2～3反あたり、15, 6万円から20万円ほどかかりますが、それを地権者が負担しなければいけないということもあり間に合わない状態になっていきます。法人で、機械を持ち込んで対応するという話を聞いたこともありますが現在どのあたりまで進んでいるのでしょうか。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
午前9時23分 議事終了	議長	事務局から回答をお願いします。
	農政課	上尾にありますナガホリが重機を所有していて、今後、白岡市内でも経営する際には耕作放棄地の解消についてこちらから依頼をするように予定しております。
	議長	ほかに御質疑等ございませんか。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。
	議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画(案)のとおり承認し、市へ回答することにご異議ございませんか。
		〔異議等なしという声あり〕
	議長	異議なしと認めます。よって議案第26号については、原案のとおり決定します。
協議報告事項1 農地法第4条第1 項第7号の転用 届出に関する専 決処分について	議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
	議長	協議報告事項1、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項2、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は2件でございます。番号1から2につきましては、駐車場敷のための転用です。
協議報告事項2 農地法第5条第1 項第6号の転用 届出に関する専 決処分について	事務局	協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は7件でございます。番号1、3、4、6、7につきましては、住宅敷のための転用です。番号2につきましては、住宅敷の拡張のための転用です。番号5につきましては、分譲住宅敷のための転用です。
	議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項3 農地法第18条第 6項の規定による 通知について	議長	続きまして、協議報告事項3、農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は1件でございます。番号1につきましては、平成29年12月7日に届出のあったものです。
	議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
		〔質疑等なしという声あり〕
	議長	質疑なしと認めます。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項4 農地法第5条の 規定による許可の 取消について	議長	協議報告事項4、農地法第5条の規定による許可の取消についてを事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項4 農地法第5条の規定による許可の取消についてでございますが、今回報告は2件でございます。 番号1につきましては、平成29年11月14日に取消願が提出されたものです。 番号2につきましては、平成29年11月14日に取消願が提出されたものです。
	議長	説明が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	井上委員	取消となった土地については、畑として管理されているのでしょうか。
	事務局	取消願の添付書類として、農地として管理することができるように現地の写真をいただいています。また、現地にも同い、工作物のない農地として管理されていることを確認した上で取消の手続きを進めております。
	井上委員	了解しました。
	議長	ほかに御質疑等ございませんか。
		[質疑等なしという声あり]
	議長	質疑なしと認めます。
協議報告事項4 農地法第5条の 規定による許可 申請の取下につ いて	議長	議報告事項5、農地法第5条の規定による許可申請の取下についてを事務局から説明をいたさせます。
	事務局	協議報告事項5 農地法第5条の規定による許可の取下についてでございますが、今回報告は1件でございます。 番号1につきましては、平成29年11月13日に取下願が提出されたものです。
	議長	説明が終了いたしました。これより御意見・御質疑等お伺いします。 ご意見・ご質疑等ございましたらお願いいたします
	関山委員	隣地所有者の同意が得られなかったとのことですが、そういった問題は申請の際に確認できなかったのでしょうか。
	議長	事務局から説明をお願いいたします。
	事務局	申請地の西側に細い道路がありますが、その1.5mの細い道路から入ることで問題はないとのこと申請を受けておりました。県の職員の方も、もし通過するとしても雑種地であれば農地転用ではないため、追加の書類等は求めないとしていたところですが、最終的には1.5m以上の幅員を設けるとなったため、隣接地の地権者をお願いをしたところ断られたことから、土地の利用を断念したものです。こちらからも再三確認していたところでしたが、農地ではなかったため、詰めた資料等を提出していただくに至っていなかったところで、不具合が生じたところです。
	関山委員	今後、十分精査したうえで受け付けるようお願いいたします。
	議長	ほかに御質疑等ございませんか。
		[質疑等なしという声あり]

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
協議報告事項6 その他	議長	質疑もないようですので、協議報告事項6その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
	事務局	○「農地利用最適化推進1・1・1運動推進要領」について ・別添のとおり、農地利用最適化のための運動をすることになっている。 2月総会時に「提出用」で報告。要領を確認の上、必ず1つは実施していただきたい。（要領の内容を説明する。）
	事務局	○農地転用等許可後の現地確認について ・H28年1月～12月までの議案とした3条、4条、5条の案件について、目的通りの利用がされているかの確認をお願いしたい。 別添の議案書のコピーの各案件に、担当する委員さんの名前を入れてあるので現地を確認いただき、工事が終わっていれば「済」、工事中であれば「工事中」、何もやっていないようであれば「農地のまま」や「不耕作地」等を代表地番の下や脇に記入して1月総会時に提出してください。
	事務局	○「農地を活かししょう！」チラシについて ・自身の啓発活動にご利用ください。
	事務局	○農業委員会活動記録の提出について 提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。
	事務局	○農業者等と農業委員会との意見交換会について ・別添通知「農業者等と農業委員会との意見交換会について」のとおり ・2月2日の出席をお願いしたい。 ・意見交換会としているが、実際は新規就農予定者の相談を受ける場と考えていただいてよい。（技術だけではなく、地域とのつながりが重要である等。農業をする上での心得など。） ・質問が技術的なことになる場合もあると思うので、現役で農業をしていただいている方を中心に、4、5人御出席いただきたい。
	事務局	○埼葛地方協議会農業委員、推進委員等研修会について ・別添通知のとおり 平成30年1月31日（水）午後1時30分から3時30分（受付 午後1時から） 会 場 三郷市文化会館 小ホール ・ワンボックス1台で対応。5人の出席を依頼。
	事務局	○来月の農地改良等現地パトロールについて パトロール表の太枠部分をご覧ください。 12月24日～平成30年1月27日までの5週間分の担当です。 それぞれの区域の担当者の方は、総会後などにおきまして、日程調整をお願いいたします。
	事務局	○来月総会 ・1月24日（水）午前9時 ・議事録署名委員の吉澤委員、鈴木委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 ・新年会がある。役所をバスが午後5:30出発。 ・現時点で欠席予定の方を確認。 なお、欠席の連絡は総会1週間前までに事務局へ。

議題等	発言者	内容・決定・報告事項
	関山委員	○今月の発表(農業委員) 高岩地区では、昭和62年2月26日に、白岡～久喜間で新白岡駅が開業しました。開業以来30年を経過し、その間、目覚ましい人口増と都市化が進んだところです。これらに伴いまして、民間デベロッパーによるニュータウンの販売、都市計画整備事業が行われ今日に至っています。圏央道も開通し、すっかり農家のイメージが変わったところです。市街化区域と調整区域の見直しもありました。また市街化区域では、高校、ニュータウン、病院、老人施設など公共施設が多くなり様変わりしました。それらの周辺に農村地帯があるような情景です。またその市街化区域と調整区域の狭間のあたりには、都市計画法第34条第12号に基づく新しい住宅が非常に多く建っています。 旧来の農家の世帯と、新しい世帯が混住する社会の中で、いろいろな問題も起こっています。農作業の機械の出入り口などで、道に泥が飛散するなどの苦情等もあり貸借関係が解除になるなど地区においてはますます遊休地が増加するようになるかと思われます。 高岩地区の農業を取り巻く環境の変化ということとで、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。
	吉田委員	○今月の発表(推進委員) 私からは福沢諭吉についてお話をさせていただきます。 先の12月12日は福沢諭吉の誕生日だったということです。福沢諭吉といえば、学問のすすめ、とりわけ「天は人の上に人を作らず、人の下に人を作らず」という一節が有名ですが、この続きの言葉を御存知でしょうか。そもそも、この一節の意味するところは「人は生まれながらに平等である」ということでなく、「人は生まれたときは平等なのに、どうして、賢い人と愚かな人、裕福な人と貧しい人などの差が生まれるのだろうか」という意味でつかわれ、福沢諭吉が考えたことではなく、アメリカのリンカーンの独立宣言を引用しているともいわれます。 では、福沢諭吉はどうしてこのような差が生まれるのかということに対して、どう答えたか。その答えは、勉強をしたか、そうでないかがその差を生むのだ、と書いています。だからこそ、この一節は、学問のすすめという本に掲載されています。 12月は先生も走るくらい忙しいため師走とも呼ばれています。日々忙しくなると毎日の仕事に追われ、新しい知識や物事を勉強する、意味づけるといったことが疎かになりがちです。しかし、人として成長するためには、学問が欠かせないという百年以上前に福沢諭吉は語っていたのです。 皆様も、お忙しい時期かとは思いますが、忘年会等でお札を見ることが多くなることでしょう。その際に、福沢諭吉を思い出し、勉強し知識を身に付け、福沢諭吉と仲良くなり、一万円札が増えるように、年末あと少しがんばっていきましょう。ありがとうございました。
	議長	ありがとうございました。
	議長	説明が終了いたしました。これより御意見・御質疑等伺います。全体を通して御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	議長	ほかに御質疑等ございませんか。
午前10時20分 総会終了	議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。